

令和 4 年

第 9 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 4 年 8 月 8 日

前橋市農業委員会

令和4年 第9回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年8月8日午後2時00分
- ・閉会日時 令和4年8月8日午後3時29分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	主事 柴野 雄介	主事 井上 水葵
専門員 齋藤 孝朗	囑託員 古市 直子		

・付議事件

- （1）議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- （2）議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第50号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第53号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

藤井局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
藤井局長	続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は在任委員24人、全員の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時受付をさせていただきますことをご了承ください。 ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。17番 小堀 清委員、18番 関根 由彦委員をお願いいたします。 それでは、早速、議事に入ります。議案第48号 農地法の規定による許可申請の取下げ第3条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、取下理由、契約内容等を朗読、説明）
議 長	事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	意見がないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第48号 農地法の規定による許可申請の取下げ第3条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。 次に、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番は先の審議で取下げが承認されましたので、整理番号2番から19番の審議に入りますが、整理番号3番から9番については同一受人で、申請関係者に議席番号4番委員が該当しますので、4番委員の退室をお願いいたします。 （※4番委員、退室）
議 長	それでは始めに、整理番号3番から9番について、事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）
議 長	以上、整理番号3番から9番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
3番委員 （1班班長）	整理番号3条の3番から9番です。使用貸借、新規就農。現地・面接調査案内図22ページから51ページをご覧ください。申請地は上増田町、下増田町地内の農用地区域内の農地です。面接には申請人と奥様のご夫婦でお見えになりました。申請事由は申請地を借受け、米麦の作付けをし、農業経営をしたいとのことです。申請に至った経緯は、現在、太陽光発電の下でニワトリを100羽飼っているのですが、ニワトリの餌にもなるし、米麦を作って、自分達で農業をやりたいとのことです。この場所を選んだ理由は、知り合いの方に紹介をされたそうです。農作業の研修状況ですが、研修を受けたことはありませんが、農業経験のあるパートの方に教わりながら、また周りの農家さんに聞きながら、農作業をしていくとのことです。申請地では米、麦を作りたい、自分で作ったものを食べてみたい、またニワトリの餌にもしたいそうです。作物の出荷先は、これから考えるとのことです。売上金額は年間250万円から300万円くらいを見込んでいるそうです。農業機械の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、積載

車1台、乾燥機1台を所有していて、機械は伊勢崎市宮子町に保管してあるそうです。通作距離は2km、約10分かかります。農業従事者は2人のパートの方を含めて、4人で従事するそうです。今後の規模拡大計画については、順調であれば希望はあるそうです。以上のことから、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力もあり、営農計画等も整合性があることから就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6 番委員

6番です。今、説明の中で、乾燥機等は伊勢崎市宮子町に保管がしてあるというお話でしたが、出荷のための米麦の乾燥や調整作業といったものも伊勢崎市宮子町で行うのでしょうか。また、販売先はこれからということですが、具体的にどのようなことを考えているのか、例えば、今まで聞いた中で、お手本とするような事例を申請者は持っているのか、あるいは、知り合いの方に聞きながら、これから本当にゼロからやっていくのか、分かったら教えてください。

3 番委員
(1 班班長)

まだ、本当に作られたことがないので、周りの皆さんに聞きながら、相談しながらだと思えます。米麦を作りながら、また販売はインターネットや、ニワトリを飼っているので、タマゴも一緒にいろいろな形で販売をしたいとのことでした。まだ、全然、農業をやっていないので、これから稲を刈ったりしていくと思いますが、まだ具体的には分からない状態です。

議 長

深澤係長

事務局、何か補足はありますか。

この方は、以前から農地を借りたいと相談をしていらっしゃいました。土地が見つかって、全てではないのですが、本当に少しですが、すでに稲の植付けをしてあるところも実際にあります。自分でやっていきたいということで、今回申請がありました。その伊勢崎市宮子町にある場所というのは、ご自分が経営している会社の支店というのでしょうか、そこにいろいろなものを置いているということです。そこから近いので、この場所が良いという話もされていました。販売等については、まだものができていないので、正直、良く検討はしていないというお話でした。自家消費を中心に、今後、検討していきたいということでした。以上です。

6 番委員

ありがとうございました。

1 8 番委員

はい、18番です。こういった計画が出たときに、あえて、我々、賛成とか、反対とか、そのようなことは言えないと思うのですが、客観的に見て、少し心配な気がするのですが、いかがですか。現実には会社を辞めて、就農するわけですね。

3 番委員
(1 班班長)

運送業をやっているわけですが、週2回程度、非常に短い時間、出勤されて、あとの時間は空いているので、是非、農業をやりたいということでした。

1 8 番委員

申請書には就農と書いてありますから、ほとんど収入は農業一本になると思うのですが、会社は辞めるということですね。

3 番委員
(1 班班長)

本当に点呼くらいで、朝30分くらいの仕事で自分の仕事は終わるそうです。

1 8 番委員

予定している従事日数が300日と書いてありますが。

3 番委員

そのくらいは作業できるそうです。パートの方を2人お願いしてあります。

(1 班班長)

1 8 番委員

つまり300日ということは、他の仕事をしないで、農業一本ということですね。

3 番委員

そうです。今の運送業はほとんどしないということです。

(1 班班長)

1 8 番委員

あまりこういうことを言うのはどうかと思うのですが、最終的に、本当に大丈夫かと思ってしまいます。

深澤係長

引き続き説明させていただきます。この方は運送業をやっていますが、トラックは4、5台しかないということで、実質、従業員がそれに乗っていて、本人は運送をしていないということでした。今後、現状維持はしていくけれども、規模拡大もしないし、その事業とは別に農業をやっていきたいということでした。基本、農業を中心にやっていくというお話でした。

1 8 番委員

立場が逆なのですね。本来なら農業を専門にやって、他にアルバイトをするのかと思ってい

20番委員	たら、現実には運送業が本業で、農業がアルバイトのような形になりますよね。分かりました。 調査班の1班で、現地調査も行きましたし、本人にもお会いしました。奥さんも一緒に面接にいらしていました。今度、運送業から、何も経験のない農業をするのは奥さんも大変ですね、と話をしたら、実家も農業に関わっていましたし、親戚も農家だったので、そういうところは見たり、聞いたりしているので、別に抵抗はない、ということでした。奥さんも一生懸命、取り組んでいこうという姿勢も見えました。70代のパートの方が、ベテランの方で、その方を中心に、周りの方に教えていただきながら、取り組んでいくという前向きな姿勢でした。やはり運送業の方も振るわなくなって、農業の方へ移行していきたいという希望を持っていました。奥さんもやる気は十分ありました。以上です。
議 長	どうでしょうか。その他にございますか。
17番委員	17番です。大きなお世話かと思いますが、今、自分たちが作っていて、米と麦で利益がありません。売上金額250万円は控えめな数字だと思うのですが、今の実態で250万円はこの面積から、普通に考えて上がりません。
19番委員	25万円ですよ。
17番委員	10aで25万円ですよ。だから、250万円だと1町歩必要です。班長の報告で収益が250万円とはっきり言いましたよね。聞いたのは間違いないので。1町やっていて、250万円の収益はおそらく上がらないと思います。
3番委員 (1班班長)	それから、ニワトリを100羽くらい飼っています。
18番委員	皆さんに聞いてみてください。本当に今、お米と麦はいちばんお金にならない農業です。大きなお世話なのですが、それすら上がらないから、社長をやっていて、農業よりも、とてつもないお金が儲かっているから良いのでしょうか、農業委員側とすると、それでは経営が成り立たないのかな、という心配があります。
20番委員	将来的にはタマゴを売ったり、野菜も作って売っていきたいという希望を持っていました。ただ、今、現状とすると米麦を作って、できる範囲で野菜などを増やしていくと思います。
11番委員	11番です。私は、法人の方で米と麦を作っています。去年の実績を見ると、米では10aあたり5万円くらいだと思います。麦を作って10万円になれば良い方です。私のところは法人なので、補助金があるので良いのですが、法人で登録されていないと補助金がないので、そのまま上がってくる収入しかないので、絵に描いた餅の様にはいかないと思います。頑張っていけないといけないと思っています。以上です。
議 長	収入、利益については、いろいろな考えがありますし、相場変動、補助金の関係、この方はおそらく実際に麦を作っても補助対象にならないと思いますが、そういったことで、金額については、とりあえず農業委員会でどうこういう問題ではありませんので、承知しておいてください。
15番委員	私も調査班1班です。私からも、少しアドバイスをしました。飼料米を作ったらどうか、麦も作りますから、ニワトリを飼っているそうなので、ニワトリの餌をたくさん自給したらどうか、とアドバイスしました。タンパク源を何にしたらいいか考えてもらって、大豆などいろいろあるのですが、そこまで言うべきではないかと思いましたが、それにしても、何か見出すことができるのではないかと、ということを私は言いました。
議 長	逆に、今、言ったような指導的な部分でのことを伝えていってもらえれば、と思います。他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号3番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号3番から9番を許可とすることに決定いたします。 それでは、議席番号4番委員の入室を許可いたします。 (※4番委員、入室)
議 長	引き続き、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。整

	理番号15番については、申請関係者に議席番号15番委員が該当しますので、15番委員の退室をお願いいたします。
	(※15番委員、退室)
議 長 佐藤副主幹	それでは、事務局の説明をお願いします。 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明) 以上、整理番号15番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇(意見、質問等なし)
議 長	ないようですので、採決したいと思います。 整理番号15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号15番を許可とすることに決定いたします。 それでは、議席番号15番委員の入室を許可いたします。 (※15番委員、入室)
議 長 佐藤副主幹	引き続き、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号2番、10番から14番、16番から19番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明) 以上、整理番号2番、10番から14番、17番から19番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。なお、整理番号16番については全部効率利用要件を満たしていないことを確認しました。ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号2番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
3番委員 (1班班長)	整理番号3条の2番。使用貸借、新規就農。現地・面接調査案内図1ページから21ページをご覧ください。申請地は、荻窪温泉あいのやまの湯から、東に約420mに位置する横沢町地内の農用地区域内にある農地です。面接には申請本人と代理人の行政書士の方が来られました。申請事由は、かつての経験を生かし、一度、中断した農業をまた新たに始め、麦とジャガイモの栽培を行いたく申請したとのことでした。申請に至った経緯は、農家の長男に生まれて、農家を継続することができなかった残念な思いがあり、今でも農業をやりたいと思っているそうです。この場所を選んだ理由は、申請地が一か所にまとまっていること、現在、住んでいる所から申請地が近いことだそうです。農業の経験は、親と15年間、米麦、養蚕、乳牛を飼っていたそうです。また、パイプハウスでイチゴ、キュウリ、ナスを栽培した経験もあるそうです。申請地では、大きな石や側溝があり、耕耘できない場所を除いて、麦やジャガイモ、サツマイモを栽培する予定です。作物の出荷先は、JAで営農指導を受けて、JAに出荷する予定とのこと。売上金額は、年間114万円くらいを見込んでいるそうです。農業機械の所有状況は、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台、草刈機2台を所有していて、機械は自宅に保管してあるそうです。通作距離は3.5km、約5分から6分かかるとのことです。農業従事者は1人で、たまにお孫さんが手伝うそうです。今後の規模拡大計画については、特にないそうです。以上のことから、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、今までの経験を生かして、栽培に励んでいただきたいと思います。営農計画も整合性があることから、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
11番委員	11番です。麦と書いてありますが、具体的に麦をどのように販売するのか、粉にして売る

	のか、など細かいことを聞きたいのですが。ジャガイモもそのまま出荷するのか、インターネットで販売するのか。
3 番委員 (1 班班長)	J A から営農指導を受けて、J A に出荷する予定だそうです。
1 4 番委員	1 4 番です。文句をつけるわけではありませんが、譲受人の年齢を見ると 7 8 歳で、その方によって、とても若いとか、年の割には働けるというのがあるかと思いますが、契約期間 3 年で、お孫さんが手伝うということですが、一人でこの面積を作るものでしょうか。面接には本人がいらっしやったのでしょうか。
3 番委員 (1 班班長)	本人が面接に来られました。申請地が傾斜なものですから、石があつたり、側溝があつたり、栽培ができない場所も多少あるそうです。年齢も年齢なので、全部でなくて、作れる範囲というかたちのようです。
1 9 番委員	この方は 7 8 歳で高齢です。この土地は、貸し手の旦那さんが、以前、酪農をやってしまして、酪農の後、更地にした跡地に若干、石が転がっている状況です。このまま放置すると遊休農地になってしまうということで、貸し手が、たぶん知り合いかと思うのですが、頼んで、何か作ってくださいと。そうしないと遊休農地でどうにもならないと。そういうことで、7 8 歳の方が耕作しても、売上から経費を引くと、所得が 2 1 万円前後です。この方は収入が目的ではなく、ここの土地を荒れ地にしないために耕作するような感じだと思います。ですから、1 班としては遊休農地になるよりは良いということで、許可相当にしたのだと思います。以上、補足でした。
議 長	その他、どうですか。なければ採決をしたいと思います。 整理番号 1 6 番を保留とし、整理番号 2 番、1 0 番から 1 4 番、1 7 番から 1 9 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 4 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 6 番を保留とし、整理番号 2 番、1 0 番から 1 4 番、1 7 番から 1 9 番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 5 0 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 2 番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇ (議案書・順次、整理番号、内容等、転用目的等を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございました、お願いいたします。
6 番委員	6 番です。整理番号 1 番の面積の関係ですが、当初の許可が合計で 1, 2 5 0 m ² ありました。今回、6 0 8 m ² の計画変更ということですが、残りの部分はどうなるのでしょうか。
佐藤副主幹	残りの部分は、まだ実行していないので、営農地のまま残ることになるかと思います。
6 番委員	分かりました。
議 長	転用許可した後の計画変更ですから、1, 2 5 0 m ² の許可証を交付しているわけですね。私が質問をしてはいけませんが、また、農地に戻したのでしょうか。
深澤係長	こちらは 3 筆に露天資材置場と作業所という 2 つの目的で申請があり、許可は出ていましたが、まだ全く手を付けていない草の生えた状態のところを、今回、一部のみ計画変更が出てきました。その残りの部分については、転用許可済ですが、まだ何も手を付けていない状態ということです。
議 長	そうすると、何かしたければ、できるということですか。
深澤係長	当初の計画の露天資材置場や作業場であれば、可能です。それ以外のものに使うということであれば、また、このような形で計画変更が必要となってきます。以上です。
議 長	すみません。私が質問をしてしまいました。その他、ございますか。
1 6 番委員	1 6 番です。建築業を営んでいて、作業スペースが手狭ということで、露天資材置場で許可を出していますが、変更するということは、露天資材置場はいらないということで理解すればよろしいでしょうか。

深澤係長 16番委員 深澤係長	その通りです。全面積は使わないで、半分を一般住宅にしたいという内容です。 先ほどあった残りの半分以上を、露天資材置場にするというような話でもないのですよね。 この申請の中には何も出てきていないので、許可の内容だけですと、露天資材置場ということになります。現在の転用許可済の露天資材置場ですが、何も手を付けていなくて、草が生えている状態になっています。
16番委員 議 長	分かりました。 他、よろしいですか。なければ、採決をしたいと思います。 整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第50号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定いたします。
望月副主幹	次に、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）
議 長	整理番号12番につきましては、大規模な盛土を計画していましたが、盛土に必要な土自体が手に入らなくなり、当初の計画は頓挫。今月は保留とし、来月、ご審議のほど、よろしくお願いします。以上、整理番号1番から6番、8番から11番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
3番委員 （1班班長） 議 長	なお、整理番号12番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。 整理番号4条の12番ですが、現地調査は行いましたが、面接には来られなくて、いろいろな詳細が聞けなかったもので、保留となります。以上です。 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） それでは、ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号7番と12番を保留とし、整理番号1番から6番、8番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号7番と12番を保留とし、整理番号1番から6番、8番から11番を許可とすることに決定いたします。
佐藤副主幹	次に、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から46番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）
議 長	以上、整理番号1番から46番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 なお、整理番号6番、7番、40番、42番から43番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
3番委員 （1班班長）	それでは、ご報告いたします。整理番号5条の6番。売買、露天駐車場。現地・面接調査案内図58ページから63ページをご覧ください。申請地は前橋市立粕川保育園から南南西約830mに位置し、西側には宅地及び雑種地、北側、東側、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、会社の専務取締役の方と代理人である行政書士の方が来られました。申請事由は、当社は申請地の近傍で貨物自動車運送業を営んでいます。事業好調で、運搬車両等を増やして事業拡大を計画しています。申請地を購入し、駐車場としたいと申請します、とのこと。申請に至った経緯は、既存の駐車場が狭くなったため、駐車

場を増やそうとしていたことです。申請地の選定理由は、本社から近いところだからとのことです。申請法人の主な事業は貨物自動車運送業で、従業員65名、車両数55台だそうです。他に駐車場や資材置場は、申請地の隣と本社の周りに4か所あるそうです。申請地には2t車8台、軽貨物13台、1t車2台、計23台の車両を置くとのことです。続いて、利用計画、被害防除については、土地造成、整地の方法はすべて砂利を敷き整地をし、雨水処理はすべて自然浸透、南東に向かって傾斜があるので、土砂が道に流れ出ないように対応するとのことです。現在、申請地にはラッカセイが作ってあるので、収穫が終わってから工事を始めるそうです。以上のことから、調査班としては露天駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の7番。売買、露天資材置場、露天駐車場。現地・面接調査案内図64ページから69ページをご覧ください。申請地は前橋市荻窪清掃工場から南へ約500mに位置し、西側、南側、東側は道路、北側は雑種地と宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、代理人の行政書士1名で来られました。申請事由は、現在、リース、運送業を行っていますが、露天駐車場と資材置場が不足するため、近隣適地を探し、提供いただけることとなったため、この度、申請します、とのことです。申請に至った経緯は、現在、富士見町にある用地の返還を迫られているためとのことです。申請人の事業は、主に貨物運送業と建設資材の鉄板のレンタル事業とのことです。他の駐車場や資材置場は、申請地の東道路を挟んで東側に既存の駐車場があり、富士見町にもあるとのことです。今回の申請地には、4t車、セミトレーラー、資材の鉄板を置くそうです。続いて、利用計画、被害防除について、土地造成、整地の方法は、鉄板を敷いて車両が上に乗り、下の土を固める方法で行うそうです。雨水処理は、中央に側溝を設置し、排水桝を付けて流すそうです。外灯等照明は防犯灯を設置するそうです。周囲のフェンスは、場所によって高さを変えますが、2m以上の高さの物を設置するそうです。以上のことから、調査班としては、露天資材置場、露天駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の40番。売買、障害者支援施設。現地・面接調査案内図70ページから75ページをご覧ください。申請地は、群馬医療福祉大学の南約200mに位置し、南側は道路、東側は水路、北側は宅地、西側は宅地と田に囲まれた第3種農地です。面接には法人の事務長、代理人の行政書士、設計事務所から1名、全員で3名の方が来られました。申請事由は、当法人は、社会福祉法人として申請地近くで生活介護、短期入所、訪問介護、放課後等デイサービスなどの事業を行っており、障害者とその家族が地域で安心して暮らせるお手伝いをしています。定員を超える施設もあることから、新たな施設を建設し、利便性向上を目指したく申請します、とのことです。申請に至った経緯は、定員を超える施設もあり、新しい施設を造ることが急務となっているから、とのことです。申請地の選定理由は、既存の施設から近い場所を探していたとのことです。法人の事業概要は、生活介護、短期入所、訪問介護、放課後等デイサービスなどの事業を行っており、現在、利用者数は約350人、職員数は100人いるそうです。申請地の施設概要は、短期入所8床、生活介護20名、また、災害時には障害者の福祉避難所となるそうです。利用者は、将来、150名、駐車場は35台の使用を予定しているそうです。利用計画、被害防除についてですが、土地造成は全体に少し盛土をし、西側に擁壁を設置して、舗装をするそうです。隣接地との境界は確認済みとのことです。周辺の農地、農作物への影響等に対する被害防除対策については、雨水処理は市の側溝に接続、指定排水だそうです。外灯等照明は農作物への影響を考慮して、駐車場に1灯、車寄せの壁に1灯付けるそうです。フェンスは東側、西側に部分設置するそうです。以上のことから、調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の42番。賃貸借、テニスコート。現地・面接調査案内図76ページから81ページをご覧ください。申請地は前橋赤十字病院の南西約350mに位置し、北側と南側は田、東側と西側は水路を挟んで道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、申請人の代理人である行政書士が1人で来られました。申請事由は、

当法人はテニスクラブを経営しており、ジュニア選手の強化、育成に取り組んでいます。ジュニアの全国、国際大会はハードコートで行われており、それに選手が対応できるよう、ハードコートの整備が早急に必要ことから許可の申請をします、とのことです。申請に至った経緯は、現在、申請地の北側にオムニコート4面を所有しており、別のハードコートを造りたいと思っていたことです。申請地の選定理由は、既存の施設と近い所に申請地があることです。法人の事業概要ですが、主な事業は平成17年に法人化したテニスクラブで、クラブ会員数は正会員110人、ジュニアスクール生150人、一般スクール生120人いるそうです。申請地の概要については、施設規模はハードコート3面、駐車台数28台の駐車場を設置するそうです。利用計画、被害防除については、土地造成、整地の方法は50cmの高さで全て碎石を盛り、その上にコンクリートをして、仕上げ材を使うということです。駐車場はアスファルト舗装するそうです。周囲の農地、農作物への影響等に対する被害防除対策については、雨水処理は外周にU字溝を設置し、道路側の水路に流すそうです。隣接地との境界は確認済みです。照明はナイター照明を付け、拡散しないように設置するそうです。できるだけ農作物に影響が出ないようにするとのこと。周囲には高さ4mのフェンスを設置する予定です。以上のことから、調査班としては施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の43番。売買、露天資材置場。現地・面接調査案内図82ページから87ページをご覧ください。申請地は、上武国道17号線上泉町交差点信号から南東へ約200mに位置し、北側、東側、南側には水路、西側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、会社から1名と、代理人の行政書士の方が1名で来られました。申請事由は、現在、構築物の解体工事等を営んでいますが、現在の露天資材置場はコンテナが多く、他の資材置場が限られ、作業効率が悪いため、交通面や面積も確保できる申請地を新たに露天資材置場とし、主にコンテナと車両を置きたく申請します、とのことです。申請に至った経緯は、現在の資材置場にコンテナが多くなったことから、コンテナと車両を置く資材置場を増やしたいとのこと。他の資材置場は、申請地の北方100mくらいのところで、同じ町内に1か所あり、コンテナや大型トラックが置いてあるそうです。利用計画、被害防除についてですが、土地造成、整地の方法は申請地内の土で、高低差を調整し、上に碎石を敷き、整地をする予定です。雨水処理は全て自然浸透です。外灯等照明は付けず、周囲には高さ1.2mくらいのフェンスを設置するそうです。以上のことから、調査班としては、露天資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

4 番委員 4番です。整理番号5番についてお聞きします。この譲渡人も、譲受人も全部、県外の人で、現地を見たのですが、だいぶ前から遊休農地のような感じで、不法投棄がないようにでしょいか、移動できるフェンスがありました。道の反対側というのも同じような感じでした。ここに福祉施設とありますが、どういった申請人が来て、どのような福祉施設を造ろうとしているのでしょうか。面積的にもそれほど大きくなくて、反対側の土地も大きくなかったのです。お願いします。

議 長 事務局、お願いいたします。

佐藤副主幹 こちらの施設は、大阪に拠点がありまして、主に介護施設の運営をしている申請者になります。今回の申請地は駐車スペースですが、その反対側のところに、認知症対応型共同生活介護グループホーム及び、小規模居宅介護の併設施設を建築予定です。そのための駐車スペースの申請となっています。

4 番委員 その福祉施設は、どのくらい前から計画が出ているのですか。もともとそこは白地なのですか。実現性に少し疑問があるのですが。

佐藤副主幹 今回、申請のあった農地は白地になっていまして、畑でしたので、駐車場で申請が出ていますが、道路を挟んだ反対側は、先ほど申しました介護施設が計画になっております。こちらの

	農地種別は確認していません。計画の図面等は添付されております。今回の申請が駐車場用地ということでしたので、その部分で審査をしていないので、反対側の実現性については確認を取っておりません。
議 長	よろしいですか。とりあえず、計画はあるということですが、いつ着工されるかどうかは確認されていないようなので、状況については、そのようなところですか。その他の方、ございますか。
1 6 番委員	1 6 番です。整理番号 4 2 番ですが、周りが田んぼの中にテニスコートを造るということですが、テニスコートということになると、明かりがかなり強いと思うのですが、一晩中、営業するような施設かということと、明かりがないとできないと思うのですが、明かりの心配と、北側を空けてこのような許可をすると、農地の分断ということにはならないのですか。その点をお願いします。
議 長	事務局の方、よろしいですか。
3 番委員 (1 班班長)	照明の方は、夜 9 時までだそうです。ナイターになりますので、ナイター照明の角度を、照明が拡散しないように調整を取って行うそうです。農地の分断については分かりません。
深澤係長	こちらの場所についてですが、お話しされたように、分断にはならないのですが、農地の真ん中に近いところになります。除外の中で審査をしたところ、道路の東側は転用が認められない場所で、道路の西側の区域については開発が進んでも致し方ない場所だろうということで、除外の審査の中で問題がないということで、今回この場所に申請が出てきたものです。以前は、宅地に面していないといけななどの、いろいろな基準を独自に設けていたようですが、全体に俯瞰で見た際に、そこの農地を守っていく場所なのかどうかを判断の材料として、除外の審査をしています。今回は農地転用なので、除外を経た上での申請ということで、今回はお受けした内容になっています。
1 6 番委員	そうすると、今後、このような形での除外申請というのがあると理解してよろしいのですか。
深澤係長	はい、よろしいと思います。
議 長	その他、何かございますか。それでは、他に質問等ないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号 1 番から 4 6 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 4 6 番を許可とすることに決定いたします。
	なお、3, 0 0 0 m ² を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。
	続いて、議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
齋藤専門員	◇ (議案書の朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
	◇ (意見・質問等なし)
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。
	議案第 5 3 号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
	次に、3 0 ページ以降の報告事項ですが、報告事項 (1) から (5) までの内容は、
	(1) 法第 4 条の届出書の受理状況 5 件
	(2) 法第 5 条の届出書の受理状況 1 3 件
	(3) 法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況 1 1 件

(4) 現況証明交付状況 1 件

(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数 1 件

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。総会を閉会とさせていただきます。

(閉会午後 3 時 2 9 分)